

日本の平和憲法と非核・脱原発の課題

澤野義一

目次

- 一 はじめに
- 二 核兵器禁止条約の意義
- 三 日本の核政策と平和憲法による非核政策の課題
- 四 日本の原発政策と法政的問題
- 五 外国の原発禁止憲法と原発容認違憲判例
- 六 日本国憲法からの原発違憲論の提唱
- 七 おわりに

一 はじめに

日本に対するアメリカの一九四五年八月の原爆投下以降、核兵器の廃絶ないし禁止の運動や提言については、国内の様々な取り組みがなされ、二〇一七年七月七日の国連会議において、核兵器の使用や保有等の国際法的違法性（犯罪性）を踏まえた「核兵器禁止条約」が成立するに至った。しかし、原発（原子力発電〔所〕）については、核兵器と

の密接な関連性が知られていたはずであるが、核兵器の国際法的違法性に関連して、原発の国際法的違法性についても自覚的に言及され出すのは、ようやく二〇一一年三月十一日の福島原発事故以降であり、国際反核法律家協会が、二〇一一年六月十九日、核兵器は国際人道法と全面的に合致しないとし、「核兵器および核エネルギーの全廃」という表現で、核兵器禁止とともに脱原発を呼びかけた¹⁾。また、脱原発政策は、ドイツ等の国々でも提言されるようになる。日本でも、原発政策の見直し論が顕著になる中、日本の平和憲法との関連で、原発違憲論が若干の憲法学者によって唱えられるようになった²⁾。

確かに、原発に関するこのような国際法的違法論や憲法的違憲論が主張されるようになったとはいえ、まだ本格的な論議になっているようには思われないし、「核兵器禁止条約」に匹敵する「原発禁止条約」を提言する目立った動きもみられない。しかし、これまであまり注目されてこなかったが、一九九九年に先進的に核兵器だけでなく原発も禁止した永世中立国のオーストリア憲法のような考え方が、国際的に支持され、広まれば、「原発禁止条約」制定の必要性が唱えられることになるかもしれない³⁾。

それはともかく、核兵器と原発の問題について、日本政府はどのような方針をとっているのだろうか。安倍政権であれば、核兵器に関しては核兵器禁止条約への署名・批准に反対し、原発に関しては福島原発事故以降も、被害の回復や救済が全く不十分にしか行われていないにもかかわらず、原発再稼働と原発輸出政策を継続してきた。その前提にあるのは、核兵器の保有等の憲法的合憲性論と、潜在的核兵器保有能力（潜在的核抑止力）を維持するための原発必要論である。しかし、国際的には核兵器禁止条約批准国が増えつつあり、日本国内では原発再稼働に関する諸問題や原発輸出政策の破綻が明確になっている現在、核兵器禁止条約に反対するとともに、原発推進政策をとる安倍政権の方針は、憲法第九条を中心とする平和憲法に反するものであり、見直されるべきではなからうか。

本稿では、このような問題意識のもとに、日本政府の核政策と原発政策（論）の問題点を整理し、非核（反核）と脱原発の課題を日本の平和憲法に立脚して考えることにしたい。これまでは、非核と脱原発が平和憲法論や平和運動等において不可分の課題として認識されてこなかったが、今後は非核と脱原発の統一的把握が必要である。またその際には、特に原発については憲法的考察（特に違憲論）が欠けていた点が克服される必要がある⁴。核兵器と原発に關する政策論としては、「非核とともに脱原発を」が課題となる。

二 核兵器禁止条約の意義

1 核兵器禁止条約の成立経緯と特徴

核兵器禁止条約は二〇一七年七月七日の国連会議において、国連加盟国の約三分の二相当の一二二カ国の賛成で採択された。非核兵器地帯条約参加国や中立主義国等が賛成国になっている。現在（二〇二〇年一月時点）、条約の調印（署名）は八〇カ国で、批准は三五カ国にまで増えている（五〇カ国の批准で条約は発効）。

当該条約交渉には、米英仏露中の核保有国、インド・イスラエル・北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）等の実質的核保有国、日本・韓国・ドイツ・イタリア等の米国の「核の傘」に依存している国は参加しておらず、米英仏や日本等は、今後も条約に調印・批准をしない方針を発表している。その理由としては、核兵器を全面的に禁止する同条約〔核抑止力〕否定論〕が「北朝鮮の重大な脅威に対する解決策を提供せず、核抑止力を必要とする安全保障上の課題にも対処しえない」といったことが主張されている。その他、同条約に対して、国際法学者の中からは、核兵器禁止条約に核保有国は入れないため、NPT（核不拡散）条約支持国と核兵器禁止条約支持国との分断を招くといった批

判、あるいは核兵器禁止条約はNPT条約と矛盾するといった批判も出されている。⁵⁾

しかし、前者の「核抑止力」論は少数の核保有国および核同盟国側の論理であり、多数の非核保有国にとつては容認できるものではない。むしろ、「核抑止力」論が北朝鮮の核の保有や実験等を正当化してきた点を反省すべきである。また、後者のNPT条約との関係での核兵器禁止条約に対する否定論についても、容認できない。というのは、核兵器禁止条約は、核不拡散条約が核兵器禁止条約と矛盾するものではなく、補完関係にあるものとして評価しており、「核軍縮および核不拡散体制の基礎をなす核兵器不拡散条約の全面的かつ効果的な履行は、国際平和と安全を推進するうえで決定的な役割をもつことを再確認する」と述べているからである。この点に関しては、二〇一〇年のNPT再検討会議において、NPT第6条から核軍縮交渉を誠実に行うのみならず、それを完結させる義務がNPT条約締結国にあるとした一九九六年の核兵器使用に関する国際司法裁判所「勧告的意見」を踏まえて、核兵器禁止条約のような法的枠組みが必要であるという最終文書が採択されたことが、二〇一五年の国連総会で当該法的枠組みを検討する作業部会の設置の合意につながった経緯を踏まえておく必要がある。⁶⁾

このような経緯で締結された核兵器禁止条約の具体的内容が端的に明記されているのは第一条である。同条は、あらゆる核兵器の使用を禁ずるとの前文の方針を受けて、核兵器またはその他の核爆発装置（以下、核兵器等と略記）の「開発、実験、生産、製造、保有、貯蔵」、さらには「使用」および「使用の威嚇」も禁止している。その他、核兵器等を間接・直接に移転したり受領すること、当該条約で禁止されている活動を援助したり、援助を要請すること、自国領域に核兵器等を設置・配備することを許可することを禁止している。

要するに、核兵器禁止条約では核兵器の製造・保有・使用等だけでなく、核兵器を使用するとの威嚇が禁止される。また、日米軍事同盟のもとで日本がとっている「核の傘」政策も禁止されることになろう。したがって、この条約は、

核兵器の保有・使用等による核抑止力論を前提とした安全保障論の観点でなく、核兵器使用の非人道的結果を憂慮する国際人道法の観点から作成されている点が特徴となっている。⁷⁾

2 核兵器禁止の国際法的根拠

核兵器禁止条約が核兵器使用の違法性の根拠にしている基本的なものは、当該条約の前文に書かれているのであるが、国際法の中の国際人道法である。これについて、同条約は次のように述べている。

すなわち、「国際人道法の諸原則および諸規定、特に武力紛争の当事者が戦闘方法および手段を選ぶ権利は無制限ではない」として、「区別の規則、無差別攻撃の禁止、攻撃の際の均衡性と予防措置の規則、性質上過度の障害または無用の苦痛を与える兵器の使用禁止、および自然環境保護の規則」をあげ、「核兵器のいかなる使用も武力行使に適用される国際法の規定、特に国際人道法の原則と規定に違反する」と。

このような内容を規定する国際人道法は、一九七七年のジュネーブ条約第一追加議定書を指す。第二次世界大戦前から、戦争に関する条約（ハーグ陸戦法規等）の中で、武力行使に関するルールを設けることで一定の人道保護をしていたが、第二次世界大戦後は、より人道保護を図るジュネーブ諸条約（一九四九年）が整備された。さらにベトナム戦争の経験を踏まえて被害を受ける民衆の人道保護の強化を図ったのがジュネーブ条約第一追加議定書である。その他、国際人道法違反を裁く国際刑事裁判所規程（二〇〇二年）等も制定されている。⁸⁾

核兵器使用は、核兵器禁止条約が指摘するように、戦後の国際人道法に照らせばもちろん違法法であるが、戦前のハーグ陸戦法規等に照らしても違法であったということに留意する必要がある。というのは、ハーグ陸戦法規等にも、ジュネーブ条約第一追加議定書の内容の基礎になる一定の規則がみられるからである。このことは、広島・長崎に原

爆を投下したアメリカの行為を当時の国際法にも違反していたと判示した一九六三年一月七日の東京地裁判決（下田判決）で示されている。同判決は、国に対する被爆者の損害賠償請求を否認したが、核兵器使用は戦闘員と非戦闘員を区別なく攻撃し、占領に対し軍事的に抵抗する意図がなかった広島・長崎の無防備都市を攻撃する無差別攻撃であり、不必要な苦痛を与える非人道的行為でもあり、これらを禁止する国際法の原則に違反することを確認している。⁹⁾

この判決は、その後、核兵器使用の違法性に関する国際法理論を世界的にも深化させる意義をもつ先例として高く評価されており、自衛という極限的な例外の場合も不明としながらも、核兵器の使用は一般的には国際法違反とした一九九六年の国際司法裁判所の勧告的意見等にも反映されているし、NPT条約や核兵器禁止条約の成立の淵源にもなっていると考えられる。¹⁰⁾

ところで、国際法における核兵器の違法性論は、核兵器の使用に関する違法（国際犯罪）性が主に論じられてきているのに比べ、核兵器の保有に関する違法性論はあまり論じられていないように思える。この点は、核兵器禁止条約の中でも分かりづらいので、若干フォローするとすれば、次のように説明できよう。

すなわち、核兵器の保有は核抑止力の存在を示すものであり、核兵器による戦争計画ないし戦争準備行為であると捉えれば、ドイツの戦争犯罪を裁く法的根拠となった一九四五年ニュルンベルク憲章第六条「戦争犯罪」の「平和に對する罪」に当たるといふ解釈が可能である。「平和に對する罪」とは、侵略戦争あるいは国際条約・協定等に違反する戦争の計画、準備、開始、あるいは遂行、また、これらの各行為のいずれかの達成を目的とする共通の計画あるいは共同謀議への関与である。それだけでなく、核兵器の保有は、多数の人間を無差別に殺傷するなどして「人道に對する罪」を犯すことを計画、準備する違法な行為にも当たるといえる。さらに、想定される武力の使用が違法ならば、それを使用する用意は国連憲章第二条四項で禁じられた武力威嚇であるといふ解釈（一九九六年国際司法裁判所の勧

告的意見第四七項）も、核兵器保有の違法論の根拠になろう。¹¹⁾

三 日本の核政策と平和憲法による非核政策の課題

1 日本の核政策

日本政府の核政策は一般的には「非核三原則」だと受け止められているが、実際には、四つの方針（原則）に基づいて展開されてきている。それは、①核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという「非核三原則」、②日米安保を前提にした米国の「核の傘」への依存、③積極的核廃絶提案とは一線を画した核軍縮外交、④核エネルギーの平和利用の名のもとでの原発推進政策（日米安保と一体となった日米原子力協定が背景）である。したがって、「非核三原則」は核政策の四方針の一つにすぎず、しかも他の三方針との密接なかかわりで運用されるから、「非核三原則」は理念通里には実行されるはずがないのである。「非核三原則」はこれまでに形骸化されてきたこともあるし、今後見直されるかもしれない。なお、上記の核政策の四つの方針は、政府の公式見解とはなっていないが、一九六八年一月三〇日の衆院本会議で佐藤首相が表明したものである。¹²⁾

ところで、横鼻内閣法制局長官が二〇一六年三月一八日の参院予算委員会で、「防衛するための必要最小限度のものに限られるが、憲法上あらゆる種類の核兵器の使用がおよそ禁止されているとは考えていない」と答弁したのを受けて、内閣は同年四月一日の閣議で、「非核三原則」を堅持し、原子力基本法やNPT条約により一切の核兵器保有はなしえないとしながらも、「純法理的な問題として、憲法第九条は一切の核兵器の保有や使用をおよそ禁止しているわけではない」との答弁書を決定した。これは、憲法第九条に関する政府の新たな解釈改憲で、集団的自衛権行使を容認・

合憲とした二〇一四年七月一日の閣議決定に続く重大問題である。なお、二〇一六年四月二六日には化学兵器や生物兵器使用が合憲であるという閣議決定も行っている。

これまでは、核兵器保有については、自衛権の範囲内であれば可能（合憲）との見解が岸首相の国会答弁（一九五七年五月七日参院）で述べられて以来、事実上政府見解となっていたが（一九七八年三月一日の真田内閣法制局長官および福田首相の国会答弁）、核兵器使用の合憲論については政府の公式見解といえるようなものはなかった。もっとも、大森内閣法制局長官は一九九八年六月一八日の参院予算委員会で、「核兵器の使用も我が国を防衛するために必要最小限度のものにとどまるならばそれも可能であるということに論理的にならうかと考えます。」と答弁している。安倍首相も、内閣官房副長官時代の二〇〇二年五月二三日、早稲田大学の講演で、「日本は非核三原則がありますからやみませんけれども、戦術核を使うということは一九六〇年の岸総理答弁で違憲でないとされている」と述べている。しかし、安倍首相が以前から抱いていた私的見解が、総理に就いている現在、政府見解にまで格上げされてしまったといえる。

核兵器使用については、上述のように従来から国際社会では国際法において一般的に違法とされていること、また、日本の核兵器保有等を認めずに原発の利用を平和目的に限定している日米原子力協定と原子力基本法（一九五五年）からみても違法であること、さらに、NPT条約にも加盟（一九七六年）しているにもかかわらず、憲法第九条の解釈としては違憲ではないという見解を、安倍政権がなぜ公式に表明するのだろうか。

それは、北朝鮮等の核脅威論に対抗するための威嚇的な「核抑止力」（核戦争を想定して核兵器の保有・使用に備える政策）論の提示であり、二〇一五年九月一九日の「安保関連法」の成立を契機に、将来的には自衛のために戦術核を保有し、アメリカの「核の傘」のもとで集団的自衛権行使によって核戦争に参加すること（核の輸送・提供、共同

使用等）もありうる姿勢を示すものと考えられる。この姿勢は実際に、二〇一五年八月五日参院特別委員会の安保関連法案審議において、他国軍支援に関連して、「非核三原則があるので核兵器の運搬は想定していない」が、「核兵器の運搬も法文上排除していない」との中谷防衛大臣の見解に現れている。このように核兵器の保有・使用論を公言することは、実際には核兵器を保有・使用しないと、核ミサイル兵器使用は通常兵器の場合と異なり、自衛のためとはいえ、核攻撃を受けてからの自衛では手遅れだから、当然先制的自衛・攻撃も排除されないという核抑止力論を前提にしていることを意味するものと思われる。

なお、国会議員の中には、原発推進政策との関連での核兵器使用容認論もみられる。つまり、原発稼働が核兵器を使用する能力を維持するために必要だとする見解であり、それは、原子力基本法制定当時からすでに唱えられており、議員の主張だけではなく、後述する政府の内部文書「わが国の外交政策大綱」（一九六九年九月二五日）等にもみられる（第四章の1参照）。

2 平和憲法による非核政策の課題

世界の憲法では、核兵器の保有等の有無については明文規定がないのが普通であるが、一九八一年のパラオ憲法以降、フィリピン、オーストリア、カンボジア、トルクメニスタン等、憲法で核兵器保有等を禁止する国が登場している⁽¹³⁾。他方、例外的に北朝鮮は、二〇一二年憲法の序文で「核保有国」であることを明記している。

日本国憲法は、多数国と同様、核兵器保有等の有無について明文規定がない。しかし、日本政府見解のように、核兵器保有等を禁止していないと解釈できるのだろうか。

この点については、次のような根拠から、日本の平和憲法は核兵器保有等を禁止していると解される。第一に、憲

法第九条を中心とする平和憲法は、原爆投下を踏まえて制定されたことから、核時代を見据えた立憲的平和主義憲法であること。第二に、憲法第九条が一切の戦争と武力行使だけでなく、武力による威嚇も禁止し、戦力不保持も規定していること。第三に、核被爆させられない権利（核兵器に関する No Nukes Rights、ノー・ニュークス権と称することもできる）は、恐怖と欠乏から免れて生きる平和的生存権（前文）、生命・自由・幸福追求権（第二三条）、生存権（第二五条）、将来の国民にとっても侵害されない権利（第九七条）、環境権等々によって保護されること。第四に、核兵器使用等を違法とする国際法で確認されている一般原則については、政府は誠実に遵守する義務があること（第九八条）。

なお、非戦・非武装主義でないアメリカ憲法のもとでも、核兵器の使用は、自衛権を逸脱し、子孫のための自由や恵沢確保、人間の生存・尊厳を守る立憲主義を否定することになるから違憲であるとする憲法解釈論がある¹⁴。これはアメリカでは少数説であるが、国際社会（国際法）の多数意見に沿っているといえる。

それはともかく、上述のような意味内容をもつ日本の平和憲法を踏まえるならば、被爆国日本の政府は、憲法の理念に適合する核兵器禁止条約を早急に締結（署名・批准）し、政府の核政策や憲法解釈を改めて、非核政策を積極的に進めるべきである。政府の四つの核政策方針との関連でいえば、「非核三原則」は徹底させるとともに、その他の三つの方針、すなわち米国の「核の傘」政策、核抑止力論を前提にした段階的な核軍縮外交、潜在的核武装論と一体となった原発推進政策は改められるべきである。

これらの点も考慮し、日本の平和憲法による非核政策のいくつかの課題について、以下に敷衍して言及しておくことにする。

①「非核三原則」の法制化。「非核三原則」は、佐藤内閣以来の政府方針であるが、政策にすぎず、憲法的には核兵

器の保有・使用が可能なたため、時の政府によって撤回されることもありうる。「非核三原則」のうち、特に「核を持ち込ませず」の原則は、日米核軍事同盟により形骸化されてきた歴史がある。このような現状を阻止するためには、従来から提案されてきたものであるが、平和憲法の理念に沿って「非核三原則」の法制化が必要である。もつとも、それに限定しないで、より包括的な「非核法」の法制化を追求することが望ましい¹⁵⁾。

② 非核自治体宣言の実効化。多くの地方自治体では非核平和都市宣言がなされているが、それは道義的な宣言にとどまっているため、法的拘束力をもつ非核平和都市条例に高めることが必要である。条例の中には、「核を持ち込ませず」とか、原発を誘致しないこと等を盛り込むこと、あるいは無防備都市宣言を盛り込むことが検討されてもよい¹⁶⁾。なお、脱原発を取り入れた非核自治体宣言については、後述する（第七章参照）。

③ 北東アジア非核地帯の設置。非核地帯設置については、核兵器禁止条約もその意義について言及しており、世界的にはラテンアメリカ、南太平洋、アフリカ、中央アジア、東南アジアには、核兵器や放射性廃棄物投棄等を禁止する「非核地帯条約」があるが、日本が位置する北東アジアにはないので、当該条約の締結が必要である。その端緒としては、「六カ国協議」（アメリカ、中国、ロシア、日本、南北朝鮮）を通じて実施されていくことになっている南北朝鮮半島に関する一九九二年二月一九日の「非核化共同宣言」や、「完全な非核化を通して核のない朝鮮半島を実現する」ことを確認した文在寅・金正恩の南北朝鮮両首脳による二〇一八年四月二七日の「板門店宣言」の具体的な取り組みが開始される必要がある。もつとも、それは当該六カ国がすべて核兵器禁止条約に反対していることからすると実際には極めて困難な課題ではあるが、日本こそが平和憲法の理念に立ち返って、朝鮮半島の非核化、さらには北東アジア非核地帯設置に取り組むべきであろう。なお、日本の非核宣言自治体協議会は核廃絶を内外で訴えてきており、北東アジア非核地帯構想を普及させる活動にも取り組んでいる¹⁷⁾。

④原発推進政策からの脱却。一九五〇年代に原子力基本法を制定して原発導入を決めた時から、その目的として原発推進議員らは原子兵器使用能力をもつ必要性を意識していた。それ以来、政府も原子力の平和利用・技術進歩が兵器保有の潜在的可能性を高める意義があると考えてきた形跡がある。つまり、日本の核政策は原発政策と表裏一体のものとして位置づけられてきている。しかし、福島原発事故を反省すれば、原発の再稼働や輸出を禁止するとともに、核兵器保有・使用論も撤回すべきである。この提案は、日本の「非核憲法」ともいえる平和憲法に適合する政策といえる。というのは、後述するように、憲法第九条は核兵器だけでなく、核兵器に転用できる潜在的核抑止力である「戦力」に当たる原発の保有も禁止していると解されるからである。このように考えるなら、日本は「核兵器禁止条約」を批准するだけでなく、当該条約が原発禁止を含まない限界があることを踏まえ、将来的には、「原発禁止条約」の策定を提言することが求められよう。⁽¹⁸⁾

四 日本の原発政策と法政的問題

上述した核政策の問題と課題の検討につき、以下において原発政策の問題と課題について検討するが、原発政策としては、「潜在的核抑止力」政策、原発メーカーの優遇政策、原発輸出ビジネスの推進支援政策、原発再稼働政策と司法、の四つの問題を取り上げることとする。

1 「潜在的核抑止力」政策

原発が軍事（核武装）に転用可能な「潜在的核抑止力」として戦後位置づけられてきたことは、日米安保の一環に

ある一九五五年の日米原子力協定と車の両輪をなす同年の原子力基本法が成立するところから、国会議員の発言や政府の内部文書等から明らかである。例えば、佐藤内閣時の外務省によつて極秘で作成された一九六九年の「わが国の外交政策大綱」（現在では情報公開されている）では、日本が「NPTに参加すると否とにかかわらず、当面核兵器は保有しない政策はとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャル（能力）は常に保持するとともに、これに対する掣肘を受けないよう配慮する。又、核兵器の一般についての政策は国際政治・経済的な利害得失の計算に基づくものであるとの趣旨を国民に啓発する」と書かれている。近年では、福島原発事故とのかかわりで、自民党の石破茂議員が、「核の潜在的抑止力」を維持するため原発をやめるべきでないと発言している。¹⁹⁾

なお、原子力基本法は「平和目的」で運用されると規定されているが、福島原発事故後の日米同盟（核の傘）政策）強化を背景に、民主党政権下の二〇一二年の同法改定により、「国の安全保障に資すること」が運用目的に追加された。これは、隠されていた原発の軍事利用目的、すなわち「潜在的核抑止力」政策の意図が表面化したものとみられることもできよう。²⁰⁾ この問題と日米安保体制との関係については後述する（第六章の1）。

2 原発メーカーの優遇政策

原発事業者（東京電力、関西電力等）は原発事故に対し一定範囲で損害賠償を負うのに対し、原発メーカー（東芝や日立等）は、原発の構造・性能や補修等について原発事業者よりも詳しいにもかかわらず、原発事故の法的責任は問われない。その理由は、原賠法（一九六一年制定の原子力損害賠償法）が、原発事故の賠償責任を原発事業者だけに限定し、原発メーカーを免責し（第三条の「責任集中制原則」、原子力損害については製造物責任法も適用されない（第四条）と規定していることにある。それは、原発事故が起きる予見可能性があったとしても事前に適切な対策

をとらなくてもよいといった無責任な原発ビジネスを許してきており、現在では、後述する原発違憲論によれば違憲立法とみるべきである。

原賠法の制定経緯を振り返ると、原発メーカーの免責条項はアメリカ等の政府や原発メーカーの免責のために導入された経緯があること、また、同法の立法過程で作成された「原発事故損害試算報告書」（一九五九年）で示された、原発事故が起きた場合の損害額見積もり（年間国家予算の二倍以上）が隠蔽され低い額でしか公開されなかったこと等の問題があることが今日判明しており、原賠法の正当性に疑問がある。それだけでなく、原賠法（原発関連法も同様）の前提にある「原子力基本法」自体が違憲だとすれば、原賠法は適用されるべきではない。「原子力基本法」は制定当時違憲視されていなかったとしても、その後の原発事故の発生や原発の潜在的核抑止利用の意図等の事実の判明から、現在では「人類の福祉と平和」という同法の立法目的を支える事実が失われており、同法は違憲無効と解されるからである（「立法事実変遷論」）。このように解すると、原発メーカーに対しては、特別法としての原賠法を適用しないで、一般的な民法の不法行為等による賠償責任を課すべきである。²¹

上記の私見は、東芝や日立等に対して原告市民が損害賠償を求め二〇一四年一月三〇日に提訴した「原発メーカー訴訟」において、原告によつて採用されたが、下級審判決では全く無視されている。²²しかし、私見のような法解釈は、原発違憲論の視点はともかくとしても、原発の優遇措置である「責任集中原則」を時代遅れとし、原発メーカーにも民事責任を負わせることができるヨーロッパの原賠法の基本的な法政策の動向に沿うものであり、突飛なものではない。²³日本においても、二〇一八年に国会で原賠法改正が審議された際、同法の「原子力事業の健全な発達に資する」という目的規定に対し、被害者保護の立場から原発の事業者やメーカーの賠償責任を果たさせる目的規定に改めるべきであるといった全うな提案が出されている。しかし、その提案は取り入れられず、現行法のままになっている。²⁴

3 原発輸出ビジネスの推進支援政策

原発輸出については、輸出相手国の現地住民に原発被害を与えたり、核の海外拡散により世界平和に脅威を与える危険性がある。このような対外的な問題を引き起こし、日本国内においては、後述する違憲性のある原発の輸出を認めることは、「平和を愛する諸国民の公正と信義の信頼」原則（憲法前文）に反する。また、日本政府が日米核同盟を背景に海外との原子力協定締結により、原発輸出を許可すること（国際技術移転契約に関する外為法に基づく許可）は、内閣の外交・行政権（憲法第七三条）を逸脱し、違憲の条約締結を禁ずる憲法第九八条にも違反し、認められな⁽²⁵⁾いであろう。

現実的にも、安倍政権によるアベノミクスの経済成長戦略の一環として、原発の稼働や再稼働と一体のものとして推進されてきた原発メーカーを財政的に支援する原発輸出（ベトナム、トルコ、インド等への輸出）政策が、日立が原発建設を行う計画を進めていたイギリスのケースを最後（二〇一九年一月）に、すべて破綻したことを深刻に受け止め、原発輸出政策は公式に断念すべきである。原発は、国の多額の財政的援助等がなければ経済的に採算が取れないこと、廃棄物の処理がほぼ永久的に困難なこと、地球温暖化防止に有用とはいえないこと、再生可能・自然エネルギーで代替できること等が判明してきている現在、脱原発が国際社会の潮流になっ⁽²⁶⁾てきている。

4 原発再稼働政策と司法

福島原発事故後、大飯原発稼働の差止めを認容した二〇一四年五月二二日の福井地裁（樋口裁判長）は、生命や生存を基礎（第一三条、二五條）とする「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益」の総体としての根源的な「人

格権」が、極めて広範に奪われる原発事故のような場合は、「具体的危険性が万が一でもあれば」原発差止めが認められるべきであるとする注目すべき判決を下した。²⁷⁾しかし、福島原発事故（二〇一一年三月一日）から九年を迎えるが、未だ事故の収束も被害の回復・補償も全く不十分にしかなされていない状況下で、安倍政権が進める原発再稼働を正当化する司法の動きがみられる。²⁸⁾

例えば、二〇一五年二月二四日、福井地裁（林裁判長）は、関西電力高浜原発三・四号機の再稼働を差止めた同年四月一四日の同地裁（樋口裁判長）の仮処分決定を取り消し、再稼働を認めた。このように福井地裁において八カ月くらいで決定内容が変更された背景には、上述の四月一四日地裁決定を下した樋口裁判長が名古屋家裁に異動になり、最高裁の意向をうけた林裁判長らが任官した事情がある。また、高浜原発三・四号機の再稼働について、二〇一五年二月一七日に福井県議会が認める決議に続き、同月二二日に西川知事が同意した。そして二〇一六年二月一日から、関西電力は同原発三号機の発電と送電を開始した。このような経緯をみると、二〇一五年二月二四日の地裁決定は、関西電力と行政の原発再稼働スケジュールの中で行われたといわざるをえない。

高浜原発三・四号機の再稼働の差止めに関する上記の二つの福井地裁決定については、二〇一五年四月の樋口裁判長の決定が、二〇一四年五月の大飯原発稼働の差止めを認容した同裁判長の判決の趣旨を踏まえ、原発事故を引き起こす恐れが万が一にもないような厳格な基準に照らすと、原子力規制委員会の新規制基準は緩やかにすぎ、仮に適合しても本件原発の安全性は確保されない（人格権が侵害される具体的危険性あり）と述べていたのに対し、二〇一五年二月の林裁判長の決定は、当該原発（稼働）の具体的な安全性ないし危険性の検討というより、原子力規制委員会の新規制基準に原発の安全性対策が適合していることをもって再稼働を認容している。しかし、この決定は福島原発事故の反省もなく、原子力規制委員会の基準を安易に前提としている点で、福島原発事故以前の原発行政を追認する

司法の姿勢に逆戻りした観がある。なお、当該新規制基準は福島原発事故後の原発稼働の要件として、地震・津波等の自然現象やテロへの対策、多種多様な電源確保、炉心損傷・格納容器破損防止対策等の審査基準を新たに策定ないし強化したとされるが、原発の安全性を実際担保できるかどうかについては疑念がもたれており、事故時の住民の避難計画が審査対象外になっている等の問題がある。

原発再稼働を容認する司法の最近の動向としては、次のような事例がみられる。①二〇一七年三月二八日の大阪高裁（山下裁判長）は、高浜原発三・四号機の運転差止め仮処分決定を下した二〇一六年三月九日の大津地裁（山本裁判長）決定を取り消した。両者の決定理由は、高浜原発三・四号機の再稼働の差止めに関する上記の二つの福井地裁の決定理由とほぼ同趣旨である。②二〇一八年七月四日の名古屋高裁金沢支部（内藤裁判長）は、前掲の大飯原発稼働の差止めを認めた二〇一四年五月二一日の福井地裁判決を覆したが、その理由として、原発禁止等の当否は司法の役割でなく行政府等の政治的判断の問題とされている。また、当該原発の危険性は社会通念上無視できる程度まで管理され、住民の人格権を侵害する具体的危険性はないとされている。③二〇一八年九月二五日の広島高裁（三木裁判長）は、伊方原発三号機稼働差止めを認めた二〇一七年二月二三日の同高裁（野々上裁判長）の仮処分決定を取り消し、阿蘇山の火山の破局的噴火は頻度が著しく小さく、国民の大多数は格別に問題にしておらず、自然災害として想定しなくともよいと判示している。しかも、これが「わが国の社会通念」であるとも述べている。

上記の原発差止めを認めた地裁の判決や決定を取り消した三つの高裁の論理には、原子力規制委員会の新規制基準を合理的なものとして捉え、原発の安全性対策がそれに適合しているかどうかを問題にすればよく、原発事故の原因になる地震や火山噴火等への現実的な安全対策が取られているかどうかまでは大して問題にする必要はないという認識がある。しかも、それを明確な根拠もなく、わが国や国民の「社会通念」として正当化する傾向がみられる。し

かし、それは裁判官の主観的な見解であり、脱原発を指向する国民多数の「社会通念」からも遊離していると思われる。なお、このような裁判状況の中で、伊方原発三号機の稼働差止め申請を却下した二〇一九年三月十五日の山口地裁岩国支部（小野裁判長）決定に対し、二〇二〇年一月十七日の広島高裁（森裁判長）は、原子力規制委員会の判断に疑義を呈し、地震と火山による原発の危険性を認めて、原発稼働差止めを命じた。これは原発稼働差止めを命ずる高裁では二件目の決定であり、注目される²⁹⁾。

以上のような原発差止め裁判以外に、福島原発事故に関連して、例えば、①東京電力や国に対し被害の賠償請求を求める民事裁判、②東京電力の幹部の刑事責任（業務上過失致死傷罪）を求める裁判、③東京電力の原発製造メーカーである東芝・日立等の民事の不法行為責任を求める「原発メーカー訴訟」等がある。③については上述したので、以下では①と②について若干言及しておくことにする。

①については、賠償が不十分ながら認められるケースが多く、政府機関の地震「長期予測」による津波の予見が可能であったのに、東京電力や国が必要な対策を取らなかった違法性や、被侵害利益として学説で唱えられている「平穩生活権」を容認する判決もみられるようになってきている点は評価できよう。そのような判決として、二〇一七年三月十七日の原発避難群馬訴訟第一審は、「平穩生活権」を「自己実現に向けた自己決定権を中核にした人格権」（憲法第一三条）と位置づけ、①放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益、②人格発達権（憲法第二三条、二六条）、③居住移転の自由および職業選択の自由（憲法第二二条）、④内心の静穏な感情を害されない利益を包摂する権利であると定義している³⁰⁾。しかし、「原発メーカー訴訟」では原告（本人訴訟団側）が主張した「平穩生活権」が否認されており、「平穩生活権」の定着は今後の課題である（第六章の2も参照）。

②については、二〇一九年九月十九日東京地裁で、電力会社幹部の被告が無罪となったことは疑問である。①の群

馬訴訟第一審判決とは逆に②の判決では、政府の「長期予測」による津波の具体的予見可能性はなく結果回避義務はなかったとの解釈、あるいは「当時の社会通念の反映であるはずの法令上の規制やそれを受けた国の指針、審査基準等の在り方は、絶対的安全性の確保までを前提としていなかった」といった認識が示されている。しかし、後者の認識は、国や電力会社が原発の「絶対的安全神話」を振りまいてきたことと矛盾する。また、前者の解釈については、通常の事故とは比較できない原発事故のような場合には、通説でいう確実な「具体的予見可能性」でなく、「万が一でも」事故が起きる可能性が合理的に予測される危険性がある場合には、「長期予測」による津波の予見可能性が認められてしかるべきである。その点では、原発差止めを認めた①の民事裁判の論理は、②の刑事裁判にも基本的に妥当するものと解される。このような前提で考えれば、必要な安全対策を取らなかった電力会社幹部の刑事上の過失責任を問うことができよう。³¹⁾

ひるがえって、原発差止め裁判について敷衍すると、具体的な人格権侵害があれば差止めが認められるという解釈は地裁（樋口裁判長の見解も含め）も高裁も、あるいはこれまでの原告側も同じである。しかし、それらは原発稼働のありうること、すなわち原発の合憲性を前提にしているため、原発の適切な安全対策が取られているとみなされるならば人格権侵害は成立しなくなる余地を残すことになる。³²⁾ 原子力規制委員会の判断や原発差止めを認めない地裁・高裁の決定や判決には、その傾向が特に強い。そこで、このような裁判の傾向に対する対抗論としては、原発違憲論を前提にすれば、原発稼働はほぼ確実に人格権侵害になるから、原発が「絶対的安全性」を備えない限り、稼働は認められないという主張が唱えられてもおかしくはない。このような主張は、福井県の大飯・高浜・美浜の原発七機の運転差止めを求める本訴の原告側の最近の準備書面で初めて述べられるようになったことは注目できよう。³³⁾

原発違憲論は、原発メーカーに賠償を求めた裁判の本人訴訟団の訴えの中で、私見に依拠してすでに主張されてい

たが、上述したように、下級審では無視されている。憲法学界においても、原発の憲法論的検討は本格的に行われてきていないこともあり、原発関連裁判だけでなく、安倍内閣の原発再稼働政策を批判的に検討する観点として、原発違憲論を提唱する意義があるように思われる。この問題を考える参考として、次に、外国の原発禁止憲法と原発違憲判決にも言及しておくことにする。そのうえで、第六章において、私見の原発違憲論を述べることにしたい。

五 外国の原発禁止憲法と原発容認違憲判例

原発については、核兵器禁止条約のような国際的に禁止する条約はないが、上述したように、国際法上の違法性（犯罪性）が指摘され出すのは福島原発事故をきっかけにしている。しかし、国内法の憲法で禁止している国や、そのような憲法規定はないが、最高裁判決で原発稼働を容認する法令を違憲とする国がある。以下、これらについて概観する。

1 外国の原発禁止憲法

原発を禁止している外国の憲法で注目されるのは、一九九九年オーストリア「非核憲法」である（その他に一九七九年ミクロネシア連邦憲法と一九八一年パラオ憲法）。この「非核憲法」（憲法的法律）は、核分裂によるエネルギー生産を目的とする施設建設と、既存の当該施設がある場合の始動の禁止という表現で、原発（核兵器の製造・実験・使用なども同様）を無条件で禁止しているが、それに先行して同国では一九七八年に世界でいち早く「原発禁止法」が制定されている。同法は、ドナウ川のツペンテンドルフ原発建設反対に関する国民投票の結果を反映して制定された

ものであるが、原発反対理由としては、放射能放出による人間の健康への危険性、核廃棄物の管理・処分未解決問題、原子力の平和的エネルギー利用と軍事的産業の結びつき、原子力災害時の緊急対処計画の不十分さ、原発建設地域で大地震がこれまでに発生していることなどがあげられている。

同法制定以降、スリーマイル島（一九七九年）やチェルノブイリ（一九八六年）の原発事故が起きたことのほか、永世中立国オーストリアが一九九五年にEU加盟する際に保守政党がNATO加盟を主張し出したことを契機に、核兵器の国内配備や通過も禁止しておく必要から、核兵器使用と同時に原発も禁止する「非核憲法」が制定されたという経緯がある。このオーストリア憲法とそれに基づく原発政策は、ドイツの脱原発論等の現在世界の脱原発の先駆的モデルとして注目されている。³⁴⁾

2 外国の原発容認違憲判決

世界に類例がないと思われる原発違憲判決を出している国として中米の永世中立国コスタリカがある。コスタリカ政府がウラニウムやトリウムの析出、核燃料の製造および核反応機の製造を認める政令を制定したことに對して市民が提起した違憲訴訟において、同国の最高裁憲法法院は二〇〇八年、当該政令を違憲無効とした。コスタリカ憲法には日本国憲法と同様に原発を禁止する明文規定はないが、当該法院は、非武装平和憲法（第一二条）の解釈から、原発違憲論を導き出している。

判決では、「平和」は戦争が存在しない状態であるという考え方（消極的平和）を超えて、戦争に帰着するようなあらゆる決断や行動を防止し、排除すること（積極的平和）も意味するとされている。したがって、兵器や化学物質の製造や輸入許可にあたっては、「その性質上、戦争という反価値を奨励すると考えられるものであって、そのためにつ

くられるものを厳しく排斥しなければならない」ことになるが、ウラニウムやトリウムについては、「戦争目的のために使用されることがよく知られており、また汚染性が高いことからみて」、そのような物質の析出などを許容する国の行動は「平和の価値」と「健全な環境への権利」（憲法第五〇条）を侵害するとして、違憲とされた。

なお、コスタリカ憲法の「平和の価値」には、上記のような「積極的平和」の観念（平和学研究者ガルトウングの提唱）がとられているほか、非武装永世中立政策や平和的生存権保障を重視する視点が内包されている。この点については、ブッシュ米政権のイラク戦争を支持する声明を出した当時のコスタリカ政府の行為を違憲・無効とし、外交的に取り消すよう命令した二〇〇四年の同国最高裁憲法廷判決で示されている。このような視点は、日本の平和憲法のもとに非武装永世中立の理念を入れて平和の観念を考える筆者の立場からすると、大いに参考に値する。⁽³⁵⁾

六 日本国憲法からの原発違憲論の提唱

コスタリカの非武装平和憲法から原発違憲論を導き出している同国最高裁の憲法解釈は、コスタリカと同様の非武装平和憲法を有する日本国憲法の解釈にも妥当するといえよう。ただし、両国の非武装平和憲法には相違点があることに留意しておく必要がある。コスタリカ憲法が自衛権による再軍備の余地を留保したうえで常備軍を保有しないと規定しているのに対し、日本国憲法は、前文において平和的生存権を明記したうえで、第九条において一切の戦争・交戦権行使「戦力」保持を明確に禁止し、再軍備を認めない徹底した非武装主義を採用している点に特色がある。この特色を考慮すれば、日本の安全保障環境のもとで、コスタリカ憲法以上に、原発違憲論をより積極的に、かつ独自のものとして論拠づけることが可能と思われる。以下、このような視点を踏まえて、筆者がこれまでに提唱してきた

原発違憲論の骨子を述べておくことにする。⁽³⁶⁾

1 原発による平和主義侵害の違憲性

原発による平和主義侵害の違憲性に関しては、次の三点が指摘できる。第一に、原発の存続や稼働等の潜在的核抑止力が憲法第九条の禁ずる「戦力」に該当し、「武力による威嚇」手段になること、第二に、原発政策が違憲の日米安保・軍事同盟の一環であること、第三に、原発の存続や稼働等が戦争を引き起こす原因となる社会的「構造的暴力」であり、人々の平和的生存権を侵害すること、が論拠となる。

第一の点については、原発が軍事に転用（核武装）可能な「潜在的核抑止力」として戦後位置づけられてきたことが、上述したように、政府の内部文書や国会議員の発言等から明らかであるが、憲法第九条との関連では、次のように解釈できよう。すなわち、「戦力」概念は自衛隊の自衛力論との関連でのみ議論され、原発との関連性は考慮されてこなかった（このことは原発を憲法論として問題とする視点と欠くことになった）が、「戦争に役立つ可能性をもった潜在的能力」があり、「その物の存在の形態と、これに内在する目的とが、明らかに戦争を意図しているもの」という広義の「戦力」概念によれば、原発はそれに該当する。上述したコストリカ最高裁憲法廷の判決は、それと同趣旨の憲法論を述べていると解される。

第二の点については、日米安保体制が軍事同盟を容認しない平和主義憲法に違反するとすれば、その一環として位置づけられる日米原子力協定や原子力基本法も違憲である。上述したように、原子力基本法が二〇一二年に改定され、「国の安全保障に資すること」が運用目的に追加された背景には、日本に対する米国の安保政策を提言する「第三次アミーテージ報告」（二〇一二年）に沿って、福島原発事故以降の民主党・自民党政権下で、日米同盟強化の方針のもと

で、原発輸出ビジネスの推進等を含む、日米協力による積極的な原発運用方針がとられるようになった理由があるが、それは日本の原発政策と日米安保体制が深く結びついていることを示している（「潜在的核抑止力」との関係については第四章の1参照）。

第三の点については、原発は戦争の原因となりうる社会の差別等（ガルトウングのいう「構造的暴力」）のうえに存在し、戦争目的に使用される可能性もあり（他国からのテロ攻撃等も含む）、人々の平和的生存権侵害につながる恐れがあるということである。このような観点から、コスタリカの最高裁憲法廷は、日本の平和憲法と類似する同国の平和憲法（非武装永世中立や環境権保障）に照らし、原発を容認する政令は違憲無効と判示している（第五章の2参照）。

2 原発による人権侵害の違憲性

原発は、その存続、稼働および事故等により、種々の人権について多面的な態様で侵害するが、日本国憲法に即してみると次のようなことが指摘できる。

原発事故が起きると、原発周辺住民にとっては、居住・移動の権利（避難の権利を含む）が侵害される。家屋や土地が利用できなくなるといふ点では、財産権が侵害される。働く人々にとっては、職業選択や営業の自由、勤労の権利等が侵害される。避難地域での生活を余儀なくされる人々にとっては、文化的で健康な最低限度の生活を営む権利が侵害される。避難した子どもにとっては通常の学校教育を受けられなくなる点で、教育・学習権が侵害される。自然や環境が破壊される点では環境権が侵害される。被曝した場合には生命や健康権侵害が生ずる。また、これらの人権侵害に伴う精神的自由の侵害（精神的損害賠償の対象）も生ずる。要するに、上述の二〇一四年五月二一日の福井

地裁判決の表現によれば、原発事故は、生命や生存を基礎（第二三条、二五条）とする「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益」の総体としての「人格権」を侵害することになる。

これ以外にも、原発の存続・稼働等によって様々な人権侵害が引き続き継続し、さらに深刻化したり、あるいは、生命・身体・健康等に関する具体的権利侵害が未発生であるが将来人権侵害を引き起こすのではないかといった「精神的な不安や恐怖感を含むとする人権」、いわゆる「平穏生活権」侵害も考えられるが、近年の裁判（上述の原発避難群馬訴訟第一審判決等）では認められるようになってきている。それは、福井地裁判決が示した「人格権」を発展させたものといえる。

しかし、「平穏生活権」の憲法的・人権論的論拠としては、上記の判決で示された論拠に加え、原発の存続・稼働等による恐怖と欠乏からの自由（憲法の前文の平和的生存権、第一三条の幸福追求権・人格権）や、将来（世代）の国民の権利（憲法第一一条、九七条）等も論拠にすることが必要と思われる。原発の存続等による恐怖としては、テロや戦争等に起因する原発事故以外にも、原発が核武装のために使用される恐れ、福島原発事故に関していえば、汚染水が太平洋に流出していること、放射性廃棄物の未処理、原発事故の再発等が想定されるからである。³⁷⁾

なお、「将来（世代）の国民」の権利に注目するのは、通常の公害に比べると、放射能を排出するような原発事故による被害は、広範囲において、また将来にわたって国民の権利を侵害し続けるから、原発の存続・稼働等は、現在生きている国民の権利のみならず将来世代の国民の権利も侵害することになるからである。「将来（世代）の国民」の権利という観念は、外国憲法や国際社会でようやく注目され出した権利であるが、日本国憲法は先駆的に規定している。原発による被害を受けない権利ないし原発を拒否する権利の総体を、原発に関する「ノー・ニュークス権」と称することもできよう。³⁸⁾ この権利は、核兵器に関しても適用することが可能である（第三章の2参照）。

3 原発による地方自治・住民主権の侵害の違憲性

原発が社会の「構造的暴力」のうえに存在していることは、原発が都市と地方という地域差別の構造のうえに成り立っており、原発事故が起きた場合は、原発立地周辺住民は他の地域住民よりも様々な人権侵害を特別に被るだけでなく、地方自治体が根本的に破壊され、存続できなくなることもある。その点では、住民自治と団体自治の理念を含む地方自治ないし地域民主主義（憲法第八章「地方自治」）を侵害することになるという意味で、原発の設置と稼働は違憲である。このような視点からすると、以下に言及するように、地方自治体からの脱原発の宣言や条例制定が課題となる。

七 おわりに

上記の原発違憲論を踏まえると、原発政策としては、原発違憲論に基づいて裁判や行政による人権救済、すなわち、原発に関する稼働差止め裁判、被害の損害賠償請求裁判、行政への生活補償請求等を求めていくことが課題となる。

また、立法政策としては、エネルギー転換を含む原発廃止法の制定等が求められる。これに関しては、立憲民主・共産・自由・社民の四党共同提案による原発廃止法（二〇一八年三月九日衆院提出の「原発ゼロ基本法案」）が注目される。その前文では、日本は原爆投下による惨禍を被ったが、一九五五年の原子力基本法制定以来、原子力の平和利用の名のもとに原子力発電を推進してきた。しかし、福島原発事故により原発の安全神話は崩壊したとし、すべての原発を速やかに停止し、計画的に廃止するとともに、再生可能エネルギー転換を実現するための改革を推進することが、同法の目的であると述べられている。³⁰

さらに、原発廃止ないし脱原発については、自治体レベルで宣言することも課題となりうる。その方法としては、脱原発を想定していない従来の非核自治体宣言とは別に、独立した脱原発自治体宣言ないし条例制定を行う方法もあろうが、本稿のテーマ・課題である非核とともに脱原発を求める観点からすれば、従来の非核自治体宣言の中に脱原発を含む新たな非核自治体宣言（可能であれば条例化）を行う方法もありうる。⁴⁰

福島原発事故を契機に出された宣言の例としては、多摩市の「非核平和都市宣言」（二〇一一年一〇月二四日）が目されよう。当該宣言は、東日本大震災と福島原発事故から、「ひとたび事故が起れば大量の放射線物質が拡散され、大事に育て築いてきたものが、たちまち奪われること」を「学んだとし」、「原子力に代わる、人と環境に優しいエネルギーを大事にしていきます。そして、戦争がなく、放射能被害のない平和な世界に向けて」まちづくりを実現していくと述べている。また、広島・長崎の記憶が薄れつつあり、平和が失われやすいことを忘れかけていたとして、「他の都市とともに世界の人々と手をたずさえて、全ての核兵器の廃絶と平和な社会を求めるために」、「多摩市が非核平和都市であることを宣言します」と述べている。⁴¹

ここには、非核と脱原発の課題が論理的な関係としては必ずしも明確に述べられているとはいえないが、平和な世界や社会を実現するために非核と脱原発の課題が並列して述べられていることは重要である。

日本の平和憲法からは、核兵器だけでなく原発も違憲であるとすれば、市民には核兵器と原発からの自由を求めることができる権利があることにもなる。この二つの権利は、核時代の不可分の平和的生存権である「ノー・ニュークス権」（No Nukes Rights）として自覚されるべきであろう。

- (1) 国際反核法律家協会の「シユチエチン宣言」(二〇一一年六月一九日)。同宣言については、浦田賢治編『核抑止の理論』(日本評論社、二〇一二年)二九七―二九八頁。なお、浦田賢治「核兵器と核エネルギーの犯罪性」同編『原発と核抑止の犯罪性』(日本評論社、二〇一二年)二八―二九頁も参照。
- (2) 澤野義一「原発に関する憲法論の不在と違憲論の提唱」同『脱原発と平和の憲法理論』(法律文化社、二〇一五年)一五頁以下参照。
- (3) 澤野義一「脱原発と平和の憲法理論」(前掲)三七頁。
- (4) このような問題意識と考察について、澤野義一「脱原発と平和の憲法理論」(前掲)の第一章と第二章を参照。また、筆者のこの問題意識は、『朝日新聞』(二〇一七年七月二三日)の社説「『原発と人権』問い直す」で取り上げられている。私見と同様の観点で考察された最近の論稿としては、河上暁弘「憲法と核・原子力」『平和研究』五〇号(早稲田大学出版部、二〇一八年)がある。なお、本稿の核兵器禁止条約と核政策に関する第二章と第三章は、澤野義一「核兵器禁止条約と日本の核政策」『科学的社会主義』(二〇一七年一〇月号)六一―二頁を基にして記述している。
- (5) 浅田正彦「NPT体制損なう恐れも」『毎日新聞』(二〇一七年七月二日)の「オピニオン」論点「核兵器禁止条約制定」を参照。
- (6) 中村桂子「なぜ歴史的な条約は採択されたのか」長崎大学核兵器廃絶研究センター編『核兵器禁止条約採択の意義と課題』(同研究センター、二〇一七年八月)一八頁以下。
- (7) 詳細は、黒沢満「核兵器禁止条約の内容と評価」前掲『核兵器禁止条約採択の意義と課題』七一―一頁、梅林宏道「条約の加盟促進(↑普遍化)について」前掲『核兵器禁止条約採択の意義と課題』四一頁、川崎哲「核兵器禁止条約は世界を変える」『世界』(二〇一七年二月号)四二―五一頁、山内敏弘「安倍改憲論のねらいと問題点」(日本評論社、二〇二〇年)二〇一―二〇四頁、富田宏治「核兵器禁止条約の意義と課題」(かがわ出版、二〇一七年)等参照。
- (8) 澤野義一「入門 平和をめざす無防備地域宣言―条例による国際人道法の非戦平和的活用」(現代人文社、二〇〇六年)八八頁以下。
- (9) 東京地裁・下田判決については、『下級裁判所民事裁判例集』第一四卷二二四一―二四四頁。

- (10) 下田判決の意義については、浦田賢治編『原発と核抑止の犯罪性』（前掲）一八四―一八八頁、小倉康久「下田事件判決の到達点とその現代的意義」（二〇一八年）日本反核法律家協会ホームページ（<http://www.hankakuji.org>）等参照。
- (11) 浦田賢治編『原発と核抑止の犯罪性』（前掲）二五九―二六一頁、浦田賢治編『核抑止の理論』（前掲）一七三頁以下参照。水本和実「日本の非核政策とその課題」山田浩・吉川元編『なぜ核はなくならないか』（法律文化社、二〇〇〇年）二三五頁参照。
- (13) 澤野義一「脱原発と平和の憲法理論」（前掲）七―八頁。
- (14) 浦田賢治「核兵器と憲法」和田英夫編『現代における平和憲法の使命』（三省堂、一九八六年）二〇五―二二二頁。
- (15) 山内敏弘「東北アジア非核地帯条約の締結に向けて」同編『日米新ガイドラインと周辺事態法』（法律文化社、一九九九年）二三五―二五八頁。
- (16) 澤野義一『平和憲法と永世中立』（法律文化社、二〇一二年）一七四―一八七頁以下。
- (17) 澤野義一『平和憲法と永世中立』（前掲）一五〇頁以下。山内敏弘『安倍改憲論のねらいと問題点』（前掲）二〇九―二一四頁も参照。
- (18) 澤野義一『脱原発と平和の憲法理論』（前掲）三七頁。
- (19) 澤野義一『脱原発と平和の憲法理論』（前掲）二八頁。
- (20) 澤野義一『脱原発と平和の憲法理論』（前掲）二八―二九頁、一〇一―一二頁参照。
- (21) 澤野義一「原発メーカーの原発製造等と輸出の『公序良俗』違反性」大阪経済法科大学『法学論集』七五号（二〇一六年）二七頁以下。
- (22) 「原発メーカー訴訟」の原告は当初からの原告団と、そこから分かれた本人訴訟団が並行して裁判に臨んだが、一番（東京地裁二〇一六年七月一三日）・二審（東京高裁二〇一七年二月八日）ともに敗訴した後、本人訴訟団が最高裁への上告を断念したのに対し、当初からの原告団は上告した。しかし、二〇一九年一月二三日、最高裁は上告を受けせず、棄却した。なお、原賠法違憲論は両者共通しているが、本人訴訟団側では筆者の原発違憲論に基づいて主張されているのに対し、当初からの原告団側は原発違憲論は主張していない。この点については、澤野義一「原発メーカーの原発製造

- 等と輸出の『公序良俗』違反性」(前掲) 四三頁参照。「原発メーカー訴訟」の経緯や判決文等については、当初からの原告団のホームページ (<http://www.nonkestrights.holy.jp>) が詳しい。本人訴訟団の主張は、<http://www.oklosche.blogspot.com> (2017/09/18) 参照。
- (23) ジョナス・クネットチュ(馬場圭太訳)「ヨーロッパにおける原子力損害賠償責任」『ノモス』三九号(二〇一六年)一五—二七頁。魏栢良「原子力商業利用の国際管理」(関西学院大学出版会、二〇一五年)二〇六頁も参照。同書の筆者(澤野)の書評については、大阪経済法科大学『二一世紀社会総合研究センター年報』二号(二〇一七年)三七—四一頁。
- (24) 原子力市民委員会(大島堅一座長、海渡雄一・後藤政志・除本理史らの委員)による「原子力事業者の責任を明確にし、被災者に対して適切な賠償を行うために原子力損害賠償法の抜本的見直しを求める」(二〇一八年一月二六日)声明 (<http://www.cneijapan.com/?p=9435>)のほか、馬奈木厳太郎「福島原発事故をめぐる賠償の現状と今後の課題」『前衛』(二〇一九年四月号)五〇—五二頁、大塚直「原子力損害賠償法の改正とその課題」『論究 ジュリスト』(増刊二〇一九年春号)九二頁等も参照。
- (25) 澤野義一「原発メーカーの原発製造等と輸出の『公序良俗』違反性」(前掲) 三七—三八頁。
- (26) 中平智之「岐路に立つ安倍政権の原発輸出政策」『経済』(二〇一八年九月号)一三二—一四五頁、馬奈木厳太郎「福島原発事故をめぐる賠償の現状と今後の課題」(前掲) 四六—四七頁、鈴木真奈美・深草亜悠美・松久保肇「原発輸出という大失敗」『世界』(二〇一九年七月号)二三四—二四二頁、松久保肇「泥沼化した原発輸出」『アジエンダ』六四号(二〇一九年)四二—五一頁。中野洋一「世界の原発産業と日本の原発輸出」(明石書店、二〇一五年)等も参照。
- (27) 詳細な検討は、澤野義一「原発に関する生命権的人格権論の意義と検討課題—大飯原発・福井地裁判決に関連して」同「脱原発と平和の憲法理論」(前掲) 四一—六二頁参照。
- (28) 原発差止め関連の判決や決定文については、「脱原発弁護団全国連絡会」のホームページ (<http://www.datsugenpatsu.org>) 参照。
- (29) 二〇二〇年一月一七日の広島高裁決定文については、前掲「脱原発弁護団全国連絡会」のホームページ (<http://www.datsugenpatsu.org>)、当該決定の評価については、井戸謙一「原発リスクを確認した司法判断」『世界』(二〇二〇年三月)

- 号)二七一三〇頁参照。
- (30) 原発避難群馬訴訟第一審判決(前橋地裁平成二九・三・一七)は「<http://www.courts.go.jp>参照。当該判決の評釈として『新判例解説 Watch』(二〇一七年一〇月号、久末弥生執筆、<http://www.lexlawlibrary.jp/commentary/pdf/>)、「平穏生活権」に関する学説としては、淡路剛久・吉村良一・除本理史編『福島原発事故賠償の研究』(日本評論社、二〇一五年)の掲載論文等を参照。
- (31) 澤野義一「脱原発と平和の憲法理論」(前掲)四五―四六頁、六〇頁(注7)参照。
- (32) 澤野義一「脱原発と平和の憲法理論」(前掲)四二頁、五八―五九頁。
- (33) 井戸謙一弁護士(二〇〇六年三月二四日の志賀原発二号機金沢地裁判決で原発運転差止めを認めたときの判事)が担当して提出した二〇一八年九月一三日の「準備書面(49)」、および「福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース」(<http://www.monkesshira.jp/>) No.35(二〇一八年九月二七日)参照。
- なお、私見の原発違憲論は、原発(稼働)が種々の人権侵害だけでなく、平和主義や国民主権(地方自治尊重)にも違反する(憲法総体の否定)という主張であるが(前掲『脱原発と平和の憲法理論』第一章)、上記の「準備書面(49)」では人権論を中心にした違憲論が主張されており、そこには平和的生存権侵害にも論及されている(私見の原発違憲論が参考にされていると思われる)。しかし、原発が憲法第九条に反するという違憲論(原発は核兵器に転用可能なため戦力に該当するという解釈)は主張されていない。それは、実務的な裁判では憲法九条論を直接持ち出さない方がよいという戦術的配慮があるのかもしれない。
- (34) 澤野義一「脱原発と平和の憲法理論」(前掲)八頁、三四―四〇頁、一一三―一四頁。
- (35) 澤野義一「平和憲法と永世中立」(前掲)六〇頁以下。
- (36) 澤野義一「脱原発と平和の憲法理論」(前掲)二二―三三頁参照。
- (37) 澤野義一「原発メーカーの原発製造等と輸出の『公序良俗』違反性」(前掲)三四―三六頁。
- (38) 「ノー・ニュークス権」の主張は、「原発メーカー訴訟」において、原発問題との関連で原告団から積極的に提唱されたものである。

(39)

藤野保史「原発ゼロ、再生可能エネルギー・脱炭素に本格的転換をいまこそ」『前衛』(二〇一九年七月号)一三―二五頁、および「原発ゼロ基本法案」(「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」)同『前衛』二六―二八頁参照。

(40)

澤野義一「脱原発と平和の憲法理論」(前掲)三三―三八頁参照。

(41)

多摩市「非核平和都市宣言」については、同市のホームページ参照。その意義等については、「非核の政府を求める京都の会」ホームページ(<http://homepage2.nifty.com/nikaku-kyoto/>)に掲載の望田幸男「核兵器廃絶と脱原発をひとつに結び合わせた『新しい自治体宣言』を提唱」(二〇一六年四月)を参照。